

指 示

平成 23 年 3 月 21 日

茨城県知事

橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれでは、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ

② 福島県において産出された原乳